

広島県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十八年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
医療法人社団 湧泉会	安芸郡海田町昭和 中町二―三八	養護老人ホーム さいきせせらぎ 園	廿日市市津田八五 四番地	平成二八年四 月一日
		医療法人社団湧 泉会ひまわり歯 科	安芸郡海田町昭和 中町二―三八	平成二八年七 月六日